

〔判例評釈〕

国選弁護人の弁護活動の放棄と手続懈怠法理

——Maples v. Thomas, 565 U.S. 266 (2012)——

田 中 優 企

州人身保護手続で死刑確定者の弁護を担当していた国選弁護人が実際上弁護活動を放棄したものと評価される場合、「手続懈怠法理」の「正当な理由」に当たるとされた事例

《事実の概要》

1. (1) Maples は、アラバマ州公判裁判所の陪審裁判において、2 件の謀殺罪で死刑を言い渡された。公判では、国選弁護人 2 名(以下、公判弁護人ら)が選任されていた。しかし、内 1 名が過去に死刑事件の弁護経験を有するのみで、両名共、過去に死刑事件の量刑手続での弁護経験はなく、死刑事件の弁護経験に乏しかった。また、公判弁護人らに支払われた報酬は最低額であった。

Maples は上訴したが、州 Court of Criminal Appeals と州最高裁は公判裁判所の判断を確認した¹。

Maples は、州人身保護令状の発付を申請し、公判弁護人らの弁護活動が合衆国憲法に照らして効果のないものであったことなどを主張した。具体的には、公判弁護人らは、経験や資力が十分でなかったため、① Maples が行為時に明らかな酩酊状態にあった旨の抗弁を主張しなかった、

1 これに対する合衆国最高裁へのサーシオレイライは棄却されている (Maples v. Alabama, 531 U.S. 830 (2000))。

②検察官側の違法な訴訟行為について異議を申し立てなかった、③量刑手続に向けた準備不足が明白であった、という主張であった。

(2) **Maples** が州公判裁判所に提出した申請書は、ニューヨーク州の同じ **L** 法律事務所に所属する **pro bono** による弁護士 **A・B** の 2 名が作成したものであった。また、本件当時、アラバマ州の規定²では、州外弁護人に対し、手続の内容を問わず、州裁判所で当の事件に限り弁護を担当する許可を申請する場合には、アラバマ州弁護士の助力を求めていたため³、弁護士 **A・B** はアラバマ州弁護士 **C** を指名した。さらに、アラバマ州の規定によれば、①当の事件に関係する全ての通知、決定、弁論書その他の書面には、弁護士 **C** の氏名が記載される、②弁護士 **C** は、当の事件に関係する全ての事柄について、依頼人、相手方当事者とその弁護士及び裁判所と行政機関との関係において、州外弁護人と共同及び個別の責任を負うこととなっていた。

弁護士 **C** は、州法上の義務があるにもかかわらず、弁護士 **A・B** に対し、①本件について弁護士 **A・B** の出廷が許可されるためにのみ関与する、②資力、時間及び経験を欠くので、本件の重要な争点の弁護には関与しない旨を伝え、弁護士 **A・B** も、この条件を受け入れた。そのため、弁護士 **C** は、弁護士 **A・B** の出廷に助力するのみで、本件に実質的に関与することは一切ない、というのが弁護士 **A・B** の認識であった。この弁護士 **A・B** と弁護士 **C** の取り決めは、異例とまではいえないものである⁴。

(3) 2002 年夏頃、州人身保護令状の審理が係属する中、弁護士 **A・B** は **L** 法律事務所を退職した。弁護士 **A・B** のそれぞれの新たな所属先で

二七 2 Rule Governing Admission to the Ala. State Bar VII (2000).

3 この要件については 2006 年に改正され、現在では、州外弁護士は、アラバマ州弁護士の関与なしに、州人身保護手続における貧困の被告人の弁護を担当することができる。

4 実際のところ、州人身保護手続における弁護士 **C** は、州外弁護人が当の事件を担当できるように手続上関与するのみで、それ以外のことは何もしないことが多い、とのことである (565 U.S., at 275)。

は、Maples の弁護の継続が許可されなかった。しかし、弁護人 A・B は、Maples に、L 法律事務所を退職したこと、その結果、Maples の弁護を続けることができないことを伝えなかった。また、弁護人 A・B は、州法に反して、州公判裁判所に、国選弁護人の辞任の許可を申請しなかった。さらに、L 法律事務所の他の弁護士も、Maples のために出廷したり、弁護人の交代を求めたり、担当弁護人の変更を州公判裁判所に通知したりすることはなかった。そのため、弁護人 A・B と弁護人 C は、訴訟記録上、依然として Maples の弁護人となっていた。

2003 年 5 月 22 日、州公判裁判所は、証拠調べを実施せずに、Maples の申請を棄却した。この決定通知は、L 法律事務所へ、弁護人 A・B 宛てに、それぞれ送付された。しかし、いずれの決定通知も、L 法律事務所の他の弁護人には転送されず、未開封のまま州裁判所へ返送された。これに対し、州裁判所職員は、決定通知を改めて送付したり、個別に弁護人 A・B に連絡したり、L 法律事務所や弁護人 C に告知することはなかった。弁護人 C は、決定通知を受け取っていたが、何もしなかった。

アラバマ州の上訴手続に関する訴訟規則により、棄却決定から 42 日以内に上訴することが求められていたが、上訴がなされず、2003 年 7 月 7 日、上訴期限を迎えた。

(4) 2003 年 8 月 13 日、アラバマ州 Assistant Attorney General (州人身保護手続における州代理人) は、Maples に手紙を直接送付した。この手紙により、Maples は、上訴期限を徒過したこと、連邦人身保護令状の発付申請の期限まで残り 4 週間であることを知った。この手紙は、Maples にのみ送付され、弁護人 A・B などには送付されなかった。

Maples は直ちに母親に連絡し、母親は L 法律事務所に電話で問い合わせた。これを受けて、L 法律事務所の弁護人らは、弁護人 C を通じて、州公判裁判所に、申請棄却決定の再度の通知と上訴期限の再度の設定を申し立てた。

しかし、州公判裁判所は、

・ 弁護人 A・B は、州公判裁判所に辞任の許可を申請していないので、

訴訟記録上、依然として Maples の弁護人である。

- この申立てをした弁護人らは、アラバマ州で弁護活動をするをまだ許可されていないため、訴訟記録上、弁護人として出廷したことになる。
- 州裁判所職員は、ニューヨーク州にある L 法律事務所内の異動を知り得ない。
- Maples の弁護人の瑕疵を治癒するため、その口実を与えるべきではない。

と指摘し、上訴を棄却した。

(5) Maples は州 Court of Criminal Appeals に上訴したが、州 Court of Criminal Appeals は、

- 州裁判所職員には、本件当事者らに申請棄却の結果を通知する義務があった。しかし、州裁判所職員は、弁護人 A・B が届け出た連絡先に決定通知を送付したことをもって、その義務を履行している。
- 弁護人 A・B と弁護人 C との関係に照らせば、弁護人 C が決定通知を受け取ったことをもって、全ての弁護人への通知として十分である。

と指摘し、上訴を棄却した。

(6) Maples は州最高裁に上訴したが、州最高裁は州 Court of Criminal Appeals の判断を確認した⁵。

(7) Maples は、合衆国 District Court に連邦人身保護令状の発付を申請し、公判弁護人の弁護活動は効果のない弁護であった旨、主張した。これに対し、アラバマ州は、Maples の上訴期限の徒過による手続懈怠を理由に、当の主張を審理しないよう求めた。これに対し、Maples は、上訴期限の徒過は自らの瑕疵によるものでないため、手続懈怠の「正当な理由」が認められなければならないと反論した。

合衆国 District Court は、

5 これに対する合衆国最高裁へのサーシオレイライは棄却されている (Maples v. Alabama, 543 U.S. 1148 (2005))。

- Maples の当の主張は手続懈怠に当たるところ、Maples は手続懈怠の「正当な理由」を証明していない。
- 合衆国最高裁の先例である *Coleman v. Thompson*, 501 U.S. 722(1991)（以下、*Coleman*）によれば、州人身保護手続の上訴手続における効果のない弁護は手続懈怠の「正当な理由」に当たらない。

と指摘し、申請を棄却した。

(8) Maples は、第 11 巡回区 Court of Appeals に上訴した。第 11 巡回区 Court of Appeals の法廷意見は、合衆国 District Court の判断を確認し、上訴を棄却した。

これに対し、反対意見は、

- アラバマ州上訴裁判所は、以前、本件と同様の事案 (*Marshall v. State*, 884 So.2d 898 (Ala.Crim.App. 2002)) において、期限を徒過した上訴を認容していた。このような判断の不一致によれば、連邦裁判所は、Maples の当の主張を審理することを禁止されない。
- 本件の異常な事実関係、関係する重要な利害関係及び Maples に瑕疵が一切ないことを踏まえれば、正義の利益により、Maples の当の主張の審理が求められる。

と指摘した。

(9) 合衆国最高裁は、Maples のサーシオレイライを認容した。

2. Maples が起訴された 1997 年当時のアラバマ州の国選弁護人制度は、次の通りである。

アラバマ州の規定によれば⁶、死刑事件の公判において貧困の被告人のために選任される国選弁護人の資格は、州弁護士会に所属し、刑事弁護の経験が 5 年あることのみであり、死刑事件の弁護経験は不要である。また、アラバマ州は、死刑事件に特化した専門家としての教育や訓練を提供して

6 Ala. Code §13A-5-54(2006).

死刑事件の国選弁護人の報酬は十分でない。1999年まで、死刑事件の国選弁護人の報酬は、法廷活動については1時間当たり40ドル、法廷外の事件準備については1時間当たり20ドルであった。死刑事件の場合、弁護活動に割く時間が長くなるのが明らかであるにもかかわらず、アラバマ州は、法廷外の事件準備に対する報酬の上限を1000ドルに設定していた（現在は上限なし）。現在でも、国選弁護人の報酬は、1時間あたり、わずか70ドルである。

州の中でほぼアラバマ州だけであるが、アラバマ州は、州人身保護手続における貧困の死刑確定者に国選弁護権を保障しておらず、十分な資金力のある州外のボランティア弁護士による一般的な取り組みに依拠している。そのため、2006年の時点で、アラバマ州の人身保護手続で死刑確定者の弁護を担当した弁護人の86%は、*the Equal Justice Initiative*⁷(*the Innocent Project*)⁸のような州外の公共利益団体や州外の大規模法律事務所にも所属するものであった。死刑確定者の中には、州人身保護手続で弁護人の助力を全く受けられなかった者もいた。

《判旨・法廷意見(ギンズバーグ裁判官執筆)⁹》

原判断破棄・差戻

1. 当裁判所が審理すべき問いは、本件の異常な状況において、手続懈怠の「正当な理由」があるか否かのみである。当裁判所は、「正当な理由」があると判断する。Maples は、弁護人が弁護を放棄したことにより、州

7 同団体のHP(<https://eji.org>)を参照。

8 イノセンス・プロジェクトとは、冤罪被害者の救済を行うための調査・弁護活動が無報酬で行う団体のことである(笹倉香奈「えん罪救済センターの始動—日本版イノセンス・プロジェクトの可能性」法学セミナー736号1頁(2016年)参照)。

9 ロバーツ首席裁判官、ケネディ裁判官、ブライヤー裁判官、アリトー裁判官、ソトマイヨール裁判官及びケーガン裁判官参加。

人身保護手続の重大な局面で弁護人の助力を得られず、防御活動を自らする必要のあることを認識する機会を失った。

2. (1) 連邦裁判所は、州の刑事事件の受刑者が連邦人身保護手続で行う主張について、

- ・受刑者が州の訴訟手続に関する要件を充足しなかったことを理由に、州裁判所が当の主張を審理することを拒否した場合
- ・州裁判所の判断が「独立かつ正当な州法上の根拠」に依拠する場合には審理することができない。とはいえ、受刑者が、④州裁判所における手続懈怠には「正当な理由があること」、及び、⑤その主張する連邦法違反により「現実の不利益が生じていること」を証明した場合には、連邦裁判所は当の主張を審理することができる。

州 Court of Criminal Appeals の判断は、「独立かつ正当な州法上の根拠」、すなわち、Maples が上訴期限を徒過したことに依拠する。そのため、当裁判所は、Maples が上訴期限を徒過したことについて「正当な理由があること」を証明できたか否かという問いに限定して判断する。

手続懈怠の「正当な理由」が認められるのは、受刑者と無関係な外部的事情、すなわち、受刑者に帰責させるのが不公正な事情によって、受刑者が州の訴訟手続に関する法準則を遵守するのを妨げられた場合である。州人身保護手続における受刑者の弁護人の瑕疵は「正当な理由」に当たらない。これは、当裁判所が *Coleman* で判示したように、当の弁護人は受刑者の代理人であるところ、代理人に関する確立した法原理によれば、代理人の瑕疵ある活動から生じたリスクは依頼人がこれを負担すべき、ということを理由とする。そのため、州人身保護手続で受刑者の弁護人が提出期限を徒過した場合には、受刑者は、その責めを負い、弁護人の瑕疵に依拠して「正当な理由」があると証明することはできない。当裁判所は、この一般的な法準則を維持する。

とはいえ、弁護人が告知なしに依頼人の弁護を放棄し手続懈怠に陥らせた場合には、全く状況が異なる。この場合、依頼人・代理人間の関係は解

消されており、弁護人は、依頼人のため、それ以上何もしない、または、全く何もしない状況にある。そのため、この弁護人の作為・不作為を依頼人に帰責させるのは不公正である。

連邦人身保護手続における提出期限の徒過に関する *Holland v. Florida*, 560 U.S. 631 (2010) (以下、*Holland*) では 2 つの争点が提示され、当裁判所はいずれも肯定した。

- ・合衆国法典タイトル 28 第 2244 条(d)が規定する時間制限は、衡平を理由に停止するか。
- ・弁護人の専門家としての水準に満たない行為は、衡平に基づく停止を正当化する「異常事態」と評価できるか。

第二の争点について、当裁判所は、一例として、弁護人が提出期限を誤るという瑕疵は法律上の時間制限を停止するための根拠にならないことを認めた。とはいえ、*Holland* の申請人の主張は、弁護人の瑕疵がその主張の最重要点なのではなく、当の弁護人は依頼人との信頼関係から離脱した、ということにあった。

Holland のアリトー裁判官の補足意見は、(程度に関わりなく) 弁護人に瑕疵があったとする主張と、弁護人は依頼人の弁護を実質上放棄したとする主張の本質的な違いにその根拠を置く。*Holland* は後者のカテゴリーに区分される。

当裁判所は、代理人に関する法原理の下、弁護を放棄した弁護人の作為・不作為を依頼人に帰責することはできないという見解に同意する。また、依頼人は、訴訟記録上の弁護人が実際に弁護活動をしていないと判断するだけの根拠がない場合には、自分側の不作為について責めを負わない。

二 (2) 本件の場合、訴訟記録上の弁護人は、弁護人 A・B と弁護人 C の 3 名のみである。Maples は、上訴期限までの 42 日間、この 3 名の誰一人、実際に弁護活動をしていなかったことを認識していなかった。

① アラバマ州は、本件の場合、州人身保護手続の係属中、L 法律事務所が Maples の弁護をしていたので弁護の放棄に当たらないと主張するが、

当裁判所はこの主張に同意しない。L 法律事務所の退職及び Maples の弁護継続の妨げとなる雇用関係の開始という事実によれば、弁護人 A・B は、手続懈怠となるずっと以前より、Maples の代理人としての関係から離脱し、弁護を終了していたということに議論の余地はない。

また、弁護人 A・B は、州公判裁判所に国選弁護人の辞任許可の申請を求めるアラバマ州刑事訴訟規則を遵守していない。そのため、訴訟記録上、弁護人 A・B が Maples の弁護を担当していることになり、また、裁判結果の通知の宛先も Maples ではなく弁護人 A・B となっていた。

アラバマ州は、L 法律事務所の他の弁護士が Maples の弁護を継続していたと主張するが、訴訟記録上、L 法律事務所の他の弁護士が本件で果たした役割は定かではない。L 法律事務所の他の弁護士は、以前から（パートナー弁護士は 2001 年夏頃から、他の弁護士は 2002 年 10 月 14 日から）Maples の弁護に関与していたと陳述するが、その具体的な内容については陳述していない。また、弁護人 A・B 以外に、Maples の弁護人として名を連ねた L 法律事務所の弁護士はおらず、Maples の母親から連絡が来るまで、誰も Maples の弁護活動をしていなかった。

手続懈怠後に関与した L 法律事務所の弁護士らは、アラバマ州で弁護活動することが認められた者ではなく、Maples のために出廷したとは言えず、アラバマ州裁判所に弁護人 A・B との交代を求めている。そのため、この弁護士らが Maples のために行った活動は法的根拠を欠いている。

したがって、Maples の上訴権を確保するための重大な局面において、弁護人 A・B は Maples の正当な代理人ではなくなっていた。

② 弁護人 C も Maples の弁護を放棄していた。実際のところ、弁護人 C は、Maples の弁護を開始すらしていなかった。弁護人 C の関与の内容は、アラバマ州法に反するものである。

本件の事実関係によれば、上訴期限を徒過する以前の時点で、弁護人 C は文字通りの意味で Maples の代理人として職務を果たしていなかった。弁護人 C は、裁判結果の通知を受け取ったにもかかわらず、弁護人 A・B

に連絡をとっていない。弁護士 A・B が裁判結果の通知を受け取ったと判断するのはやむを得ないとしても、連絡すらしていないというのは、弁護士として果たすべき職務を放棄していたことを示すものである。

特に、アラバマ州は、弁護士 C を Maples の弁護士として扱っていなかった。アラバマ州 Assistant Attorney General は、Maples には手紙を送付したが、弁護士 A・B・C には手紙を送付したりその他の通知をしったりしていない。アラバマ州の法律実務家には、弁護士がいる相手方当事者と直接連絡を取ることを差し控えるべきとする倫理義務が課されている。このような倫理義務があるにもかかわらず、Maples に直接手紙を送付したということは、アラバマ州 Assistant Attorney General が Maples には州外又は当地の弁護士はいないと判断していたに違いない¹⁰。

③ Maples は、訴訟記録上の弁護士が何ら職務を果たしていない状態に置かれていただけでなく、弁護士 A・B・C が訴訟記録上 Maples の弁護士となっていたため、裁判結果の通知を受ける権利も有していなかった。弁護士 A・B・C またはアラバマ州が Maples に現状を知らせていれば、Maples は、上訴手続をとり、新たな弁護士の助力を得られていたと思われる。Maples が、弁護士の助力を得る資格を欠いていたり、自ら弁護することを望んでいたりしたと判断するに足る根拠は一切ないので、アラバマ州の訴訟手続に関する法原則の遵守を妨げられていたことは明らかである。

(3) 「正当な理由」及び「現実の不利益」という要件は、州の判断の終局性と礼讓という利益を適切に尊重しつつ基本的公正さを確保することが人身保護令状の関心の中心にある、ということを示している。本件のような

10 アラバマ州も、Maples の州人身保護令状の発付申請に関する書面を弁護士 A にも送付し、弁護士 C には送付していなかった。これはすなわち、当初から、アラバマ州も、弁護士 C が本件で果たすべき職務が限られていたことを認識していたことを示すものである (565 U.S., at 288, note 10)。

Maples の手続懈怠には「正当な理由」があるという結論になる。Maples は、自らの瑕疵によらないところで、上訴期限までの 42 日間、弁護人の助力を欠いていた。Maples が自らそのような状況を招いたと判断するに足る根拠は一切ない。また、Maples は、自らのコントロールが全く及ばない異常な状況のため、無力となっていた。

3. 合衆国 District Court 及び第 11 巡回区 Court of Appeals は「不利益」の有無について判断していないので、この点は差戻し後に判断されるべき問いである。

《アリトー裁判官の補足意見》

公判及び州人身保護手続で死刑事件の被告人に国選弁護人を選任するためのアラバマ州の制度は、Maples に起きた不運な出来事とは全く関係がない。公判弁護人の弁護活動の質が当の上訴期限の徒過と無関係であることは明らかである。

本件で起きたことは、アラバマ州の制度上、予測された結果ではなく、不運な出来事(通常は起こりえない出来事)が重なったことで生じたもの、すなわち、告知なしに、Maples から弁護人の助力が実際に剥奪されたということによるものである。

《スカーリア裁判官の反対意見¹¹⁾》

1. (1) 手続懈怠法理は、州の刑事裁判の瑕疵は州裁判所で治癒されなければならないという原理を反映し、これを促進するものである。当裁判所の先例(Engle v. Isaac, 456 U.S. 107(1982))によれば、連邦人身保護手続で州の刑事事件の受刑者の主張を審理することは、各州に重大なコストを

11 トマス裁判官参加。

課すことになるだけでなく、州裁判所の判断の終局性という利益を害することになる。また、別の先例(*Coleman*)によれば、州の刑事事件の受刑者が、手続懈怠により、憲法上の主張に対する州裁判所の判断を妨げた場合、そのコストはとりわけ増大する。この場合、州裁判所は、自ら障害物を除去して、連邦裁判所の介入を回避する機会を失うと共に、州の訴訟手続に関する法準則を執行する権限を弱めることになる。

一般的には、弁護人の瑕疵(又は怠慢)は手続懈怠の「正当な理由」に当たらない。なぜなら、弁護人は、訴訟の遂行のために行動したまたは行動しなかった場合、依頼人の代理人であり、依頼人は弁護人の瑕疵から生じるリスクを負担しなければならないからである。

弁護人の瑕疵が被告人に憲法上の効果的な弁護を受ける権利が保障されている手続で発生した場合には、その瑕疵は手続懈怠の「正当な理由」に当たる。この場合の弁護人の瑕疵は、州に帰責させるべきものであるため、依頼人とは無関係な事情ということになる。しかし、州人身保護手続のような憲法上の効果的な弁護を受ける権利が保障されていない手続の場合には、その程度に関わらず、依頼人が弁護人の瑕疵から生じるリスクの全てを負わなければならない。

(2) 手続懈怠が弁護人の弁護の放棄によるものである場合、その手続懈怠の「正当な理由」に当たる場合があるとする法廷意見の判断は正しい。この場合、*Coleman* の理論構成は当てはまらない。なぜなら、弁護人が依頼人のための行動を放棄した場合、代理人に関する確立した法準則によれば、弁護人の瑕疵を依頼人に帰責させる根拠がなくなり、依頼人とは無関係な事情となるからである。

一七
また、州公判裁判所が棄却決定をした時点で、弁護人 A・B が *Maples* の弁護を放棄していたとする法廷意見の判断も正しい。本件の事実関係によれば、*Maples* の依頼人としての職務の放棄に当たり、*Maples* のために行動する根拠が失われた。その結果、弁護人 A・B の不作為は *Maples* に帰責させてはならない。

とはいえ、州公判裁判所が棄却決定をしてから上訴期限までの42日間、Maplesは弁護を受けられる状態になかったとするのは正当ではない。Maplesは、州人身保護令状の発付を申請した時点で、「L法律事務所の弁護を受けている」と主張しているのであるから、Maples自身、L法律事務所全体で弁護されていると考えていたとするのが極めて自然な理解である。

MaplesがL法律事務所と依頼人と代理人の関係が一切なかったとしても、Maplesの弁護に関与していたL法律事務所の弁護士は弁護人A・Bのみでないことは確かである。L法律事務所の弁護士も、そのような陳述をしている。

法廷意見は、なぜ上訴期限を徒過した後に関与したL法律事務所の弁護士らがMaplesの代理人と言えないのかについて説明していない。アラバマ州裁判所で弁護活動をする資格を有してないので、Maplesがこの弁護士らの弁護を望んでいなかったとこの弁護士らが思料する根拠は一切ない。

また、この弁護士らがアラバマ州での訴訟に関してMaplesの代理人とみなすことができないとしても、少なくとも、連邦人身保護令状の発付申請の期限まで差し迫っていた点に関して助言した限りでは代理人であった。Maplesがこの点を認識していなかったのは代理人たる弁護人の瑕疵であり、Maplesがその責めを負わなければならない。本件は、この種の弁護人の無知や不注意は手続懈怠の「正当な理由」に当たらないという事案にすぎない。

Maplesが弁護人Cを弁護人として認識していたのは間違いない。実質的な関与の放棄は、弁護士倫理上の義務違反の有無にかかわらず、代理人としての職務の放棄に相当するものでは全くない。弁護人Cは、州公判裁判所からの決定通知を受領した後も何もしていないが、これは、アラバマ州のこれまでの実務や決定通知の内容を踏まえて、弁護人A・Bも決定通知を受領していると考えたにすぎない。

法廷意見は、弁護人Cが決定通知を受け取った後に弁護人A・Bと連絡を取っていないことをMaplesとの代理関係の欠如と同視する。弁護人

の弁護は効果のないものであったとは主張せず、弁護人の弁護が効果のないものであったが、弁護人は代理人ではなかったことを示していると主張するのはごまかしである。

州 Assistant Attorney General が Maples に直接手紙を送付したことについて、これをもって、Maples が弁護人の助力を得られない状態にあったとするのは理解し難い。州 Assistant Attorney General がそのような状態にあると考えたか否かではなく、Maples が実際にそのような状態にあったのか否かが問題である。

2. Maples は、当裁判所の先例 (*Jones v. Flowers*, 547 U.S. 220 (2006)) (以下、*Jones*) によれば、決定通知が返送された後、州裁判所職員がそれ以上の措置を講じなかったことがデュー・プロセスに違反すると主張する。

当裁判所は、*Jones* において、換価処分の郵送通知が保管期間超過を理由に返送された場合、州は、当の財産の換価処分をする前に、所有者に換価処分を通知するための合理的な措置を講じなければならない、と判示した。この判断が本件と関係するということには疑問がある。本件は、当事者が認識していない訴訟手続が開始した事案ではなく、Maples 自身が開始した係属中の訴訟手続で決定通知が発出された事案である。このような事案において、デュー・プロセスが、当事者が決定通知を何からの形で受け取ることまで保障しているのか疑わしい。

とはいえ、本件の場合、弁護人 C が決定通知を受領しているので、この問いを解決する必要はない。

《研究》

1. 問題の所在—手続懈怠法理の「正当な理由」の該当性—

(1) 州裁判所において州刑事事件の有罪が確定し、その身柄を拘束されている受刑者は、連邦裁判所に対し、連邦人身保護令状の発付を申請することができる (28 U.S.C. §2254)。もっとも、合衆国憲法その他の連邦法上

の争点については、当の受刑者が州の手続に従って州裁判所で適時にこれを主張し争わなかった場合には、手続懈怠を理由に、連邦裁判所は連邦人身保護手続で当の争点を審理することが許されない。これを「手続懈怠法理」という。この法理は、アメリカ合衆国の採用する連邦制の下、法的手続の十全性を保持するため、州裁判所の判断に「終局性」と「尊重」をもたらすことをその根拠とする¹²。

しかし、合衆国最高裁の先例である *Wainwright v. Sykes*, 433 U.S. 72 (1977)¹³ により、この法理には例外が認められており、被告人が、

- ① 当の争点を適時に主張し争わなかったこと(手続懈怠)には「正当な理由」(cause)があること
- ② 当の争点(合衆国憲法その他の連邦法違反)によって「現実に不利益」(actual prejudice)を被ったこと

の2つを証明した場合には、例外的に、連邦裁判所が連邦人身保護手続で当の争点を審理することが許される。この例外は、州の手続で基本権侵害が発生した場合には直ちにこれを主張し争うべきであり、州手続でこれをせずに連邦の手続でこれを求めるのは連邦制の本旨に反するため、手続懈怠の「正当な理由」があること、及び、裁判の実体・内容に影響を及ぼす「現実的な不利益」があることの証明を求めたものである¹⁴。

(2) 本件において、*Maples* は、州人身保護手続において、公判弁護人の弁護が効果のないものであったことなどを主張したが、州公判裁判所によりこれが棄却されたため、州 *Court of Criminal Appeals* に上訴しようとしたところ、当の手続を担当していた弁護人 A・B・C の過誤により、上

12 *Martinez*, 566 U.S. 1, at 9 (2012).

13 この事件の解説として、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究(第一巻)』(成文堂、1982年)282頁〔中空壽雅〕、渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅱ』(中央大学出版部、1989年)147頁〔中野目善則〕。See also, *United States v. Frady*, 456 U.S. 152 (1982); *Engle v. Isaac*, 456 U.S. 107 (1982); *Rose v. Lundy*, 455 U.S. 509 (1982); *Reed v. Ross*, 468 U.S. 1 (1984).

14 渥美・前掲注13・はしがきiii頁。

訴期限を徒過することになった。そこで、Maples は、弁護人 A・B・C の過誤、すなわち、実際に弁護活動の放棄が手続懈怠の「正当な理由」に当たると主張し、連邦人身保護令状の発付を申請した。しかし、合衆国最高裁の先例である *Coleman v. Thompson*, 501 U.S. 722 (1991)¹⁵ では、州人身保護手続における弁護活動の瑕疵は手続懈怠の「正当な理由」に当たらないとされていた。

本件では、州人身保護手続における国選弁護人の弁護活動の放棄が手続懈怠の「正当な理由」に当たるか否か、すなわち、*Coleman* の例外が認められるか否かが争点となった。

2. 手続懈怠法理と弁護権及び効果的な弁護を受ける権利との関係

(1) 合衆国憲法第 6 修正¹⁶ は、被告人に、弁護人の助力を受ける権利(弁護権)を保障する。この弁護権は、被告人に、弁護人の助力を受けられることに加え、その助力(弁護活動)が「効果のあるもの(effective)」であることまでも保障する権利(効果的な弁護を受ける権利)を内包することが合衆国最高裁の判例¹⁷によって確立している¹⁸。

15 この事件の概要は次の通りである。ヴァージニア州裁判所で死刑判決を言い渡された Coleman は、州人身保護令状の発付を求めて州人身保護手続で合衆国憲法上の争点を主張し争ったが、州 Circuit Court はこれを棄却した。そのため、Coleman は上訴しようとしたが、国選弁護人が期限までに上訴通知書を提出しなかったため、州最高裁は上訴を却下した。

16 「全ての刑事訴追において、被告人は、……自己の防御のため、弁護人の助力を受ける権利を有する」(United States Constitution, Sixth Amendment)。

17 E.g., *Powell v. Alabama*, 287 U.S. 45 (1932) ; *Glasser v. United States*, 315 U.S. 60 (1942) ; *Cuyler v. Sullivan*, 446 U.S. 335 (1980) .

18 なお、当の弁護活動が「効果のあるもの」であったか否かは、合衆国最高裁の先例である *Strickland v. Washington* で提示された基準(Strickland 基準)によって判断される。この基準によれば、被告人が、①当の弁護活動が弁護人に通常期待される程度という客観的基準を満たしていたか否か、及び、②当の瑕疵ある弁護活動によって、判決に影響を及ぼす程度の不利益を受けたか否か〔具体的には、当の瑕疵ある弁護活動がなければ、当の手続の結果が異なっていたと思われる合理的蓋然性があること〕という2つの要件を充足することを証明しなければならない。Strickland の解説として、渥美東洋編『米国刑

さらに、合衆国最高裁の判例により、弁護権(及び効果的な弁護を受ける権利)は、公判手続だけでなく、刑事手続の全ての「重大な段階(critical stage)」でも保障される¹⁹。しかし、この「重大な段階」に州人身保護手続は含まれていない²⁰。

(2) 他方、手続懈怠法理と弁護権及び効果的な弁護を受ける権利との関係について、*Coleman* 及びこれが依拠する合衆国最高裁の先例である *Murray v. Carrier*, 477 U.S. 478 (1986) (以下、*Murray*)²¹ により、合衆国最高裁の考え方が、大要、次の通り示されている²²。

- 効果的な弁護を受ける権利が保障されている手続で弁護活動の瑕疵があり、それが効果のない弁護となる場合は手続懈怠の「正当な理由」に当たる。これは、第 6 修正自体が効果のない弁護により手続懈怠になった責任を州が負うことを求めていることによる。問題なのは、弁

事判例の動向Ⅲ』（中央大学出版部、1994年）90頁〔椎橋隆幸〕、宮城啓子「効果的な弁護を受ける権利」憲法訴訟研究会・芦部信喜編『アメリカ憲法判例』（有斐閣、1998年）342頁、岡田悦典「効果的な弁護の保障」樋口範男ほか編『アメリカ判例百選』（有斐閣、2012年）118頁など。また、近時の動向を検討したものとして、清水真「有罪答弁制度と効果的な弁護」井田良ほか編『椎橋隆幸先生古稀記念・新時代の刑事法学』（信山社、2016年）339頁。

19 答弁協議について *McMann v. Richardson*, 397 U.S. 759 (1970) ; *Argersinger v. Hamlin*, 407 U.S. 25 (1972)、アレイメントについて *Hamilton v. Alabama*, 368 U.S. 52 (1961)、大陪審起訴後の取調べについて *Massiah v. United States*, 377 U.S. 201 (1964)、大陪審起訴後のラインナップについて *United States v. Wade*, 388 U.S. 218 (1967)。

20 See, e.g., *Douglas v. California*, 372 U.S. 353 (1963) ; *Pennsylvania v. Finely*, 481 U.S. 551 (1987) ; *Murray v. Giarratano*, 492 U.S. 1 (1989) .

21 この事件の概要は次の通りである。ヴァージニア州裁判所で有罪判決を言い渡された *Carrier* は上訴を申立てたが、その際、弁護人は *Carrier* に相談することなく連邦法上の争点を主張しなかった。ヴァージニア州では、州最高裁規則により、上訴で主張しなかった争点はその後の手続で審理することができないとされていた。そのため、州最高裁が上訴を棄却した後、*Carrier* は、州人身保護令状の発付を請求し、当の争点を審理するよう求めたが、District Court は、当の争点は上訴で主張されていないことを理由に、これを却下した。

22 *Kamisar, et al., Modern Criminal Procedure : Cases, Comments, and Questions*, 13th ed. (2012), at 1587-1588.

護活動の瑕疵の重大さではなく、その瑕疵が弁護権を侵害していることである。それゆえ、その瑕疵は、「受刑者と無関係の客観的要素」、すなわち、州に帰責させる要素によるものでなければならない。この場合、州が、憲法上の争点の検討がなされなかったことの責めを負い、手続懈怠から生じるコスト、及び、連邦人身保護手続に伴う州の利益の損失を負担しなければならない。

- これに対して、州人身保護手続では弁護権は保障されないので、基礎となる権利の保障がない以上、弁護人の効果的な弁護を受ける権利の保障もない。受刑者が効果的な弁護を受けられるようにする責任を州が一切負っていないような場合には、先の場合とコストの配分は異なる。この場合、州の訴訟手続に関する法準則に従わなかったことの負担を負うべきは受刑者である。受刑者は、憲法違反の場合を除いて、州人身保護手続における弁護活動の瑕疵のリスクを全て負う。

すなわち、州人身保護手続では合衆国憲法第 6 修正の弁護権が保障されていないため、そこでは、弁護権侵害は生じ得ず、弁護活動の質を問うことができない。そのため、「受刑者と無関係の客観的要素」といえない限り、依頼人たる受刑者は、一般的な代理関係(the client-agency relationship / the agency principle)の考えに従い、代理人たる弁護人の弁護活動から生じるリスクを負担すべきというものである。この考え方によれば、本件の場合も、弁護人 A・B・C が訴訟記録上は依然として Maples の代理人であるため、依頼人たる Maples はこの者らによる過誤ある弁護活動から生じたリスクを負担すべきということになるところである。

(3) 本件のように弁護人が実際に代理人とはいえなくなったと評価される場合に、これが「受刑者と無関係の客観的要素」として「正当な理由」に当たるか否かについて判断した合衆国最高裁の先例はなかった。もっとも、本件と同様、連邦人身保護手続の事案で問題となった下位裁判所の裁判例として、本判決も引用する *Jamison v. Lockhart*, 975 F.2d 1377 (CA8 1999) (以下、*Jamison*) がある。*Jamison* の事実の概要は次の通りである。

Jamison は、アーカンソー州裁判所において陪審裁判により加重強盗罪で有罪（懲役 30 年）を言い渡された。その後、Jamison は、州訴訟手続で主張しなかった、公判弁護人（私選）の利益相反より効果的な弁護を受ける権利を奪われたこと（自白排除及び上訴の申立て手続をしなかった）について、連邦人身保護手続で主張し争った。これに対し、合衆国 District Court は、当の主張は手続懈怠に当たるとして、請求を棄却した。そのため、Jamison は、大要、次の通り主張し、上訴した。すなわち、公判弁護人は公判の時点で Blytheville 市の City Attorney であり、公判の証人も同市警の警察官 2 名であり、3 名共、同市の使用人となるので利益相反に当たる。この利益相反があったため、公判弁護人は自白排除及び上訴の申立て手続をせず、結果、効果的な弁護を受ける権利が奪われた。州訴訟手続で当の主張をしなかったのは、弁護人を依然として信頼していたので、利益相反を認識できなかったためである。

この主張に対し、第 8 巡回区 Court of Appeals は、大要、次の通り判示し、手続懈怠の「正当な理由」があることを認めた。

Murray v. Carrier によれば、公判弁護人による防御戦略・戦術の選択により生じた手続懈怠は「正当な理由」に当たらない。また、弁護人の単なる不注意や過誤は、通常、「正当な理由」として不十分である。さらに、Coleman v. Thompson によれば、「正当な理由」は、受刑者と無関係な事情、すなわち、受刑者に帰責させることが不公正な事情でなければならない。Coleman は、弁護人の過誤が悪質であるため、もはや当の弁護人が代理人といえなくなるような場合には「正当な理由」に当たる場合があることを示唆している。

これらの先例によれば、利益相反は「正当な理由」に当たる場合がある。○
 弁護人の二股の忠誠心から生じた行為や判断は「正当な理由」に当たりうる。これらの行為や判断は、本件での Jamison の弁護とは無関係であり、正面から反するものであると思われる。これは、Murray で提示された基準を満たすものである。

また、*Reed v. Ross*, 468 U.S. 1(1984)によれば、手続懈怠が依頼人の利益のためになされた弁護人の意図的な判断に基づかないものである場合、「正当な理由」が認められることがある。さらに、弁護人の判断が相手方当事者の利益に資するものである場合も、「正当な理由」が認められることがある。本件弁護人の利益相反は、*Jamison* の利益を害するものなので、本件弁護人は実際に *Jamison* の代理人とはいえなくなったと思われる。

当裁判所は、本件弁護人の利益相反は「正当な理由」に当たりうる、と結論付ける。

Jamison は、本件同様、形式的には弁護人であっても、もはや代理人でなくなっていたと評価し、*Murray* 及び *Coleman* にいう「受刑者と無関係の客観的要素」として「正当な理由」に当たると結論付けたものである。弁護人が代理人でなくなっていたという評価について、*Jamison* は利益相反を理由とするのに対し、本件は弁護活動の放棄を理由とするものであり、この点で両者は異なるが、いずれも、もはや弁護人が代理人でなくなっており、代理関係の消失・破綻していたと評価し、「受刑者と無関係の客観的要素」として「正当な理由」に当たると結論付けた点で共通する。

3. 本件の検討

(1) 本件も上訴期限の徒過による手続懈怠の事案と形式的に捉えたならば、*Coleman* にいう弁護活動の過誤ということで「正当な理由」に当たらないとする判断に至っていたであろう。しかし、法廷意見は、*Jamison* と同様、もはや弁護人 A・B・C は *Maples* の代理人でなくなっていたと評価することによって、*Coleman* と本件を区別し、「受刑者と無関係の客観的要素」として「正当な理由」に当たると結論付け、いわば *Coleman* の「放棄例外」²³ を創設した。

23 Wendi Zorana Zupac, Note ; Mere Negligence or Abandonment? : Evaluating Claims of Attorney Misconduct After *Maples v. Thomas*, 122 Yale L. J. 1328, 1355.

Murray 及び *Coleman* は、弁護権の保障がない手続では形式的な代理関係と捉え、代理人たる弁護人の弁護活動の過誤は依頼人たる受刑者に帰責・帰属するという論理で、手続懈怠の「正当な理由」を否定する。*Jamison* や本件のように、代理関係の消失・破綻が認められるのであれば、弁護活動の過誤を受刑者に帰責・帰属させる前提がなくなることとなり、*Murray* 及び *Coleman* や代理人に関する一般的法原理を維持しつつ「正当な理由」を肯定する道が開けることとなり、巧妙な解釈と言えよう。

(2) 法廷意見は、合衆国最高裁の先例である *Holland v. Florida*, 560 U.S. 631(2010)、とりわけ、アリトー裁判官の一部補足・結論賛成意見に依拠している²⁴。*Holland* は、フロリダ州裁判所で死刑判決を言い渡された死刑確定者が連邦人身保護令状の発付を申請しようとしたところ、国選弁護人の過誤により当の申請期限を徒過したという事案である。アリトー裁判官は、「常識によれば、訴訟当事者は、代理人という文言の持ついかなる意味においても代理人としての職務を果たしていない弁護人の行為について、擬制された責任を負うはずがない。」²⁵として、代理関係の消失・破綻という理論構成を採用していた。*Holland* のブライヤー裁判官執筆の法廷意見²⁶は、衡平性に基づく申請期限の進行停止を正当化するほどの異常な事態であったという理論構成を採用していたが、この法廷意見に参加した裁判官の全員²⁷が、本件の法廷意見では、代理関係の消失・破綻という理論構成を採用したことになる。

また、反対意見も、「手続懈怠が弁護人の弁護の放棄によるものである場合、その手続懈怠の『正当な理由』に当たる場合がある」とするので、代理関係の消失・破綻という理論構成を肯定している。

(3) 法廷意見は *Coleman* が前提とする代理人に関する一般的法原理の適

24 Zupac, supra note 23, at 1354.

25 560 U.S., at 659.

26 ロバーツ首席裁判官、スティーブズ裁判官、ケネディ裁判官、ギンズバーグ裁判官及びソトマイヨール裁判官参加。

27 2010年6月に退官したスティーブズ裁判官を除く。

用を回避する理論構成を採用したものであるが、*Coleman* それ自体への批判もある²⁸。すなわち、そもそも *Coleman* は、民事訴訟における代理制度の命題（各訴訟当事者は自己の訴訟代理人の行為に拘束される）に係る合衆国最高裁の先例²⁹ に依拠するものとされている。しかし、ここでの代理制度の命題は、依頼人が自ら任意に訴訟代理人たる弁護士を選任していること、及び、依頼人は訴訟代理人に指示したり意見したりすることができることをその前提とする。*Coleman* は、死刑確定者と弁護人の関係を「法的なフィクション」により代理関係を捉える。しかし、本件のような国選弁護の場合、死刑確定者が国選弁護人を自ら任意に選任できるわけではない。また、死刑確定者は、事柄の専門性ゆえに、国選弁護人に指示したり対等に意見したりすることはできないのが通常である。それゆえ、死刑確定者と弁護人を代理関係と捉えること自体が妥当でない、というものである。

(4) 法廷意見と反対意見が結論を異にしたのは、弁護活動の放棄の当否、すなわち、弁護人 A・B・C がなお弁護人として弁護活動を継続していたと評価できるか否かという点にある。法廷意見は、その理由として、①弁護人 A・B・C のいずれもが実際に弁護活動を放棄していること、② L 法律事務所の他の弁護士が *Maples* の弁護を継続していたとはいえないこと、③ 手続懈怠後に関与した L 法律事務所の弁護士らは、アラバマ州で弁護活動することが認められた者ではなく、その活動に法的な根拠がないことを挙げた。これに対し、反対意見は、① L 法律事務所全体で *Maples* の弁護はなお継続されていたこと、② 弁護人 C は、実質的な関与を放棄していたとしても、代理人としての職務の放棄に相当するものではないことを挙げた。

本件の場合、当の弁護人による明示的な弁護活動の放棄があったわけではなく、実際の放棄に当たるか否かが問われているため、個々の事実関係七を拾い上げ、これらを総合考慮することによって判断せざるを得ず、両意

28 Zupac, supra note 23, at 1359-1361.

29 Link v. Wabash Railroad Co., 370 U.S. 626 (1962) ; Irwin v. Department of Veterans Affairs, 498 U.S. 89 (1990).

見共にそのような判断手法に拠っている。

(5) 法廷意見は本件当時のアラバマ州の国選弁護人制度を詳説するが、これは、本件の弁護活動の破綻とアラバマ州の死刑事件における貧困の被告人に国選弁護人を選任する仕組みとを明確に結び付けたものである³⁰。すなわち、法廷意見は、アラバマ州の国選弁護制度自体に構造的な欠陥があり、これが本件の大きな要因となったとする。このような貧困の被告人に対する国選弁護人の保障規定の構造的欠陥は全米でみられるものであるという指摘もなされている³¹。また、国選弁護制度には、国選弁護人となる弁護士の弁護能力が低いこと、国選弁護制度に充てられるべき財源の手当がないこと、効果的弁護の保障が確保されていないことなどが問題点として挙げられている³²。

Steiker 教授によれば、法廷意見がアラバマ州の国選弁護制度を詳説したことには、次の2つの含意もあるとされる³³。第一に、Maples の主張(公判弁護人の効果のない弁護)は実体を伴うものであったと思われるということであり、これは、本件のみならず、アラバマ州の全ての死刑事件における基本的公正さの確保への関心を示すものである。第二に、アラバマ州では人身保護手続で貧困の死刑確定者に国選弁護人を選任する仕組みがないため、pro bono による州外弁護士の関与を強めることになる。とすれば、このような仕組みで不可避免的に発生する弁護活動の破綻の責任は、法的ではなく道徳的なものではあるが、一定程度、州がこれを負うべきというこ

30 Carol S. Steiker, *Raising the Bar : Maples v. Thomas and the Sixth Amendment Right to Counsel*, in *Essays in Honor of Justice Ruth Bader Ginsburg* (Feb. 4, 2013) (on file with the Harvard Law School Library) (<http://nrs.harvard.edu/urn-3:HUL.InstRepos:10582558>).

なお、Steiker 教授は、直近のギンズバーグ裁判官の判断傾向として、① 六 弁護制度の構造的欠陥によって生じた問題を州に帰責させる、② 弁護権保障の重視する姿勢がうかがえるとする (Id., at 74-75)。

31 Steiker, *supra* note 30, at 74.

32 Zupac, *supra* note 23, at 1334.

33 Steiker, *supra* note 30, at 73-74.

とになる。

このように、法廷意見はアラバマ州の国選弁護制度を本件の争点の遠因とする見解に立つが、アリトー裁判官の補足意見は、本件の弁護活動の破綻の責任は州になく、本件固有の事情によるものとする見解に立つ。また、スカーリア裁判官の反対意見は、本件とアラバマ州の国選弁護制度との結び付きをより強く否定する見解に立っている。

4. 本件後の動向

本件後、合衆国最高裁は、次の2件において、*Coleman* の例外を認める判断を示した。

1件目は、*Martinez v. Ryan*, 566 U.S. 1(2012)³⁴（以下、*Martinez*）である。この事件の概要は次の通りである。アリゾナ州最高裁の判例では、公判弁護人の効果のない弁護の主張は、上訴ではなく、州人身保護手続で最初にしなければならない、とされている。しかし、公判裁判所で終身刑が言い渡された後、上訴で新たに選任された国選弁護人は、上訴と並行して進行中の州人身保護手続で、当の主張を一切せず、人身保護令状の発付が認められるに足る事由は一切ないと陳述書を提出した。また、州人身保護手続では申請人自身も陳述書を提出することが許されていた。しかし、本件受刑者は州人身保護手続が進行中であることを認識していなかった上、当の国選弁護人もこのことを本件受刑者に説明していなかったため、本件受刑者は陳述書を期限までに提出できなかった。その後、本件受刑者は、合衆国 District Court に連邦人身保護令状の発付を申請し、州人身保護手続で選任された国選弁護人の弁護は効果のない弁護に当たり、これは手続懈怠法理の「正当な理由」に該当するため、連邦裁判所は当の主張を審理することが許されると主張した。しかし、合衆国 District court は、*Coleman* に依拠して、手続懈怠を理由に当の主張の審理を認めず、本件受刑者の申請

34 この事件の解説として、拙稿「海外法律事情・アメリカ刑事法の調査研究(158) *Martinez v. Ryan*, 566 U.S. 1(2012)」比較法雑誌 52 巻 4 号 189 頁(2018年)。

を棄却し、第9巡回区 Court of Appeals もこの判断を確認した。

これに対し、合衆国最高裁は、*Coleman* との事実関係の違いを強調した上で、正統な主張の可能性もある公判弁護人の効果のない弁護を主張する機会を確保する必要性があること、当の主張を州人身保護手続でする場合には弁護人の効果的な弁護が必要性であることなどを指摘した。そして、合衆国最高裁は、衡平性に基づく理論構成を採用し、州法により公判弁護人の効果のない弁護を最初に主張しなければならないとされている州人身保護手続で効果のない弁護活動があった場合には、当の主張に関する手続懈怠法理の「正当な理由」として認められることがある、と判示した。

2件目は、*Trevino v. Thaler*, 569 U.S. 413 (2013) (以下、*Trevino*)³⁵ である。この事件の概要は次の通りである。テキサス州裁判所で死刑を言い渡された本件死刑確定者は、上訴以後の手続で、公判弁護人の効果のない弁護を主張することを望んでいた。テキサス州法では、上訴で公判弁護人の効果のない弁護を主張することが認められているが、実際の上訴の構造と運用によると、典型的な事案ではそのための実質的な機会が被告人に与えられる可能性が極めて低いという状況があったところ、実際にも、上訴でも州人身保護手続でも各手続の国選弁護人が当の主張をしなかった。そこで、本件死刑確定者は、*Martinez* と同様、州人身保護手続で選任された国選弁護人の弁護は効果のない弁護に当たり、これは手続懈怠法理の「正当な理由」に該当するため、連邦裁判所は当の主張を審理することが許されると主張した。しかし、合衆国 District court は、*Coleman* に依拠して、手続懈怠を理由に当の主張の審理を認めず、本件受刑者の申請を棄却し、第5巡回区 Court of Appeals もこの判断を確認した。

これに対し、合衆国最高裁は、④テキサス州の訴訟手続では、その構造、設計及び運用上、大多数の被告人に対して、上訴で公判弁護人の効果のない弁護を主張するための実質的な機会が提供されていないこと、⑤

35 この事件の解説として、拙稿「海外法律事情・アメリカ刑事法の調査研究(158) *Trevino v. Thaler*, 569 U.S. 413 (2013)」比較法雑誌 52 巻 4 号 206 頁(2018年)。

Martinez を本件に適用しない場合、テキサス州の手続制度において重大な不公正が生じることを指摘し、本件と *Martinez* との間に重大な差異は一切認められないとして、*Martinez* を本件に適用した。

いずれの判断も、*Maples* と異なり、弁護活動の放棄ではなく、州人身保護手続で公判弁護人の効果のない弁護を国選弁護人が主張しないことそれ自体が効果のない弁護であり、これが手続懈怠の「正当な理由」に当たるか否かが問われ、合衆国最高裁がこれを肯定したものである。もっとも、前述したように、州人身保護手続では第6修正の弁護権(及び効果的な弁護を受ける権利)が保障されていないというこれまでの合衆国最高裁の立場はここでも維持されている。また、いずれも、両事案の特別事情、すなわち、州の上訴手続で公判弁護人の効果のない弁護を主張することが許されていない／事実上できないため、州人身保護手続で最初に当の主張をせざるを得ないという事情を前提とする。そのため、両判断の射程は限定的である。それゆえ、受刑者や死刑確定者の権利保障という観点では、*Maples* の射程をいかに考えるかが重要となる³⁶。

5. 本件の意義と射程

本件は、約20年間にわたり州人身保護手続における手続懈怠と弁護権及び効果的な弁護を受ける権利との関係を規律してきた *Coleman* の例外を初めて認めるものであり、同じく例外を認めた *Martinez* や *Trevino* と共に、州人身保護手続での手続懈怠に関する限定的な救済手段としての重要な意義を持つ判断である。

本件については、*Coleman* に穏当かつ常識的な修正を加えたものであり、連邦人身保護手続に関する事件や死刑事件にまま見られるイデオロギイ的対立をもたらすようなものではないという評価がある³⁷。もっとも、*Holland*、*Maples* 及び *Martinez* という一連の判例における合衆国最高裁の

36 Zupac, supra note 23, at 1361.

37 Steiker, supra note 30, at 73.

理論構成には一貫性がなく、あいまいであるとか、救済の範囲について各裁判所に指針を示すものになっていないといった指摘もなされている³⁸。

また、本件の射程について、本件のように弁護人が実際に弁護活動を放棄したと評価される場合に限定されるのか、それともより広く弁護活動の放棄が推定される場合や事実上弁護活動を放棄したと評価される場合にも及ぶのかは、法廷意見が提示した「放棄」の解釈・適用にかかっている³⁹。推定的な放棄や事実上の放棄の判断は実際上の放棄よりも慎重かつ厳格になされることになるであろう。しかし、本件がそうであったように、個別事情の総合考慮という判断方法によらざるを得ないところ、このような判断においては決定的な事情があるわけではない。また、結論に至る判断過程が明確にならない場合もある。そのため、実際の判断に当たっては、個々の裁判官の価値・思考に委ねざるを得ず、各裁判所に対する明確な指針を示しにくいという難しさが残る。

なお、一部の論者からは、前述したように、*Coleman* は、民事訴訟における代理制度に係る合衆国最高裁の先例に依拠したものとされるところ、後の裁判例では、連邦民事訴訟規則 60 条(b)(6)⁴⁰ に基づく訴訟において、衡平法上の権限を根拠に、依頼人が弁護士の作為又は不作為に拘束されない状況を緩やかに認めてきているため、連邦人身保護令状の発付を求める者も同条を利活用すべきとする提案もなされている⁴¹。

連邦制の維持及び各州の法運用の尊重と刑事法運用における基本権保障への関心のバランスに基づく手続懈怠法理について、本件以後の合衆国最高裁の動向が注目されるところである。

38 Zupac, supra note 23, at 1331.

39 Zupac, supra note 23, at 1337, note 38.

40 同条は、裁判所に対し、同条(b)(1)ないし(5)に定める事由以外に救済を認めるべき事由がある場合に、終局判決、命令又は手続から当事者や訴訟代理人を救済することを認める。

41 Zupac, supra note 23, at 1361-1371.